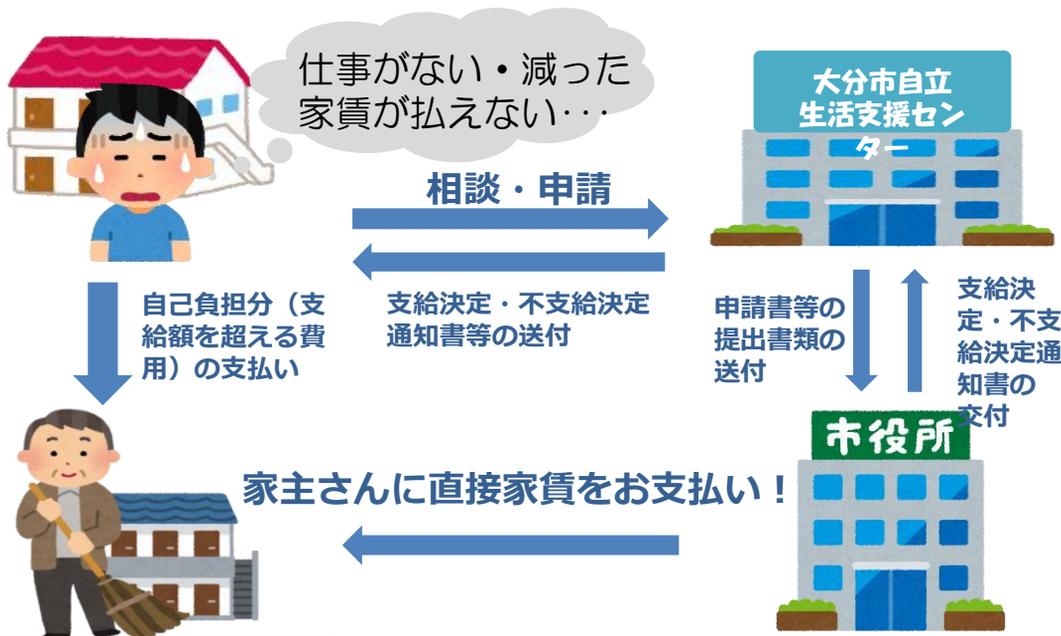


住居確保給付金のご案内

住居確保給付金は、離職や廃業、やむを得ない休業等に伴う収入の減少により、家賃の支払いに困り住居を失った、または失うおそれが生じている方々に対し、**原則3ヶ月、最大9ヶ月（※）、家賃相当額を大分市から家主さんに支給**します。



令和5年度の主な改正点

※主な支給要件や支給額等は裏面をご確認ください。
※詳細は申請窓口や市ホームページ等でご確認ください。

支給要件・求職活動要件・再支給要件の見直し（※改正箇所は下線部）

- ・ 離職・廃業から2年以内（疾病、負傷、育児等の事由で求職活動ができなかった方はその期間を考慮できる場合あり。その場合、最長4年以内。） または 休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方
- ・ 公共職業安定所または無料職業紹介を行う特定地方公共団体または地方公共団体の委託を受けて無料の職業紹介を行う者への求職申込み が必要
- ・ 休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方で条件を満たす方は、公共職業安定所等への求職申込みの代わりに事業再生のための活動でも可能（最長6ヶ月）
- ・ 再支給について、初回受給終了後新たに解雇された方に加え、新たに休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方も申請可能（ただし、前回の支給終了後、1年以上経過している必要がある等の条件あり）

申請窓口・お問い合わせ先

大分市自立生活支援センター

（社会福祉法人 大分市社会福祉協議会内）

大分市金池南1丁目5番1号 J:COMホルトホール大分4階

受付時間：月～土 9時00分～18時00分

（第2・第4月曜日、祝日、年末年始は除く）

電話:097-547-8319 FAX:097-547-9583



主な支給要件チェックリスト

※詳細は申請窓口や市ホームページ等でご確認ください。

主たる生計維持者（＝申請者）が、
A：申請日において、離職・廃業後2年以内である（疾病、負傷、育児等の事由で求職活動ができなかった方はその期間を考慮し、最長4年以内。） もしくは
B：申請日の属する月において、個人の責任・都合によらず給与等を得る機会が、離職・廃業と同程度まで減少している

自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていない。

申請日の属する月において、世帯収入合計額が収入基準額を超えていない、かつ、申請日において、世帯の預貯金の合計額が一定額以内である

大分市の場合 (単位：円)

(世帯)	単身	2人	3人	4人	5人
基準額*	81,000	123,000	157,000	194,000	232,000
支給額（上限額）	29,000	35,000	38,000		
収入基準額（月額）①+②+③ ① 就労等収入（総支給額や事業収入） ② 定期的な公的給付等 ③ 親族等からの継続的な仕送り ※詳細はQ2を参照ください。	110,000	158,000	195,000	232,000	270,000
資産基準額 預貯金及び現金	486,000	738,000	942,000	1,000,000	

※5人以上の世帯の基準額等はお問い合わせください。
 【支給額について】
世帯収入合計額が基準額*以下の場合 → 家賃額を支給（※ただし上限額まで）
世帯収入合計額が基準額*を超え収入基準額以下の場合 → 下の計算式で求めた額を支給（計算結果が0円以下の場合支給できません）

支給額（ただし上限額まで） = 基準額* + 家賃額 - 世帯収入合計額

= + -

世帯収入合計額が収入基準額を超える場合 → 支給できません

【よくある質問例】

Q1 住居確保給付金の支給が決定したら、必ず3ヶ月分が支給されますか？

A 就労に伴い得られた収入が収入基準額を超えた場合や就労収入等の報告を怠った場合等により、3ヶ月以内に支給が中止されることがあります。また、支給期間中は、大分市自立生活支援センターに対し、毎月ご報告いただく事項及び書類等（求職活動等要件）があります。※支給期間中の報告状況は支給期間の延長等の申請において審査の基準となります。

Q2 住居確保給付金における収入は就労収入のみですか？

A 収入の範囲は以下の通りです。

- ① 就労等収入・・・給与収入：総支給額（ただし、交通費支給額を除く。）
 自営業：事業収入（経費を差し引いた控除後の額）
- ② 公的給付等・・・定期的に支給される公的給付等になります。
 例) 公的年金、年金生活者支援給付金
 ※複数月が一括で支給される場合は月額で算定します。
- ③ 親族等からの継続的な仕送り

※児童手当・児童扶養手当等の各種手当、貸与型・給付型奨学金等の特定の目的のために支給される手当・給付、各種保険金、借入金や退職金は収入として算定しません。また、申請者と同一の世帯に属する者のうち、22歳以下かつ就学中の子の収入も含みません。